公益財団法人江東区健康スポーツ公社LINE公式アカウント運用要領

令和３年８月１８日　３江健公健第１８２号

（目的）

第１条　本要領は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）が運用するLINE公式アカウント（以下「当アカウント」という。）を、区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) LINE　LINE 株式会社が運営・開発する、スマートフォンやタブレットで利用できるコミュニケーションアプリをいう。
(2)アカウント　公社のLINEを設置･運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
(3)利用者　当アカウントを「友だち追加」したアカウントをいう。

（運営主体）

第３条　当アカウントの運営主体は公社とし、アカウントの登録、管理及び運用は管理係が行う。

２　当アカウントのアカウント名は「江東区健康スポーツ公社」とし、アカウント IDはLINE株式会社の指定するものとする。

３　公社の運営する施設が提供するウェブサービス等を当アカウントに連携し、情報配信等を行う場合は、事前に管理係と協議するものとする。

（利用規約について）

第４条　公社は、当アカウントを利用しようとする者に対し、その利用開始にあたり、配信する情報の内容や利用に関する注意事項等について別に定める「公益財団法人江東区健康スポーツ公社LINE公式アカウント利用規約」への同意を求めるものとする。

（アカウント運用者の明示）

第５条　なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として公式アカウント名を公社ホームページに明示し周知する。

（提供するサービス）

第６条　公社が当アカウントにより提供するサービスは、以下に掲げるものとする。

(1) メッセージ配信

・公社が運営する施設全般に関するお知らせ、イベント等の情報

・防犯、防災等、緊急性のある情報

・その他、事務局次長が適当と認める情報

(2) メニュー上の項目に関する問合せに対する分岐型の自動応答機能

(3) 公社ホームページへの誘導

(4) 公社の運営する施設が提供するウェブサービスなどとの連携

２　公社の運営する施設が前項のメッセージ配信を希望する場合は、SNS等配信依頼書により管理係あて依頼する。配信の有無及び内容については事務局次長が決定する。

（利用者の制限）

第７条　事務局次長は、「公益財団法人江東区健康スポーツ公社 LINE 公式アカウント利用規約」に定める禁止事項に該当する利用者の行為があった場合、当該利用者の投稿の削除、アカウントのブロックその他適切と判断する措置を講じることできる。

（公社ホームページへのリンク）

第８条　公社が配信するメッセージに記載するリンクの設定先は、原則として公社ホームページとする。ただし、当アカウントの目的に照らして事務局次長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

（メッセージ等への返信）

第９条　当アカウントでは利用者への情報配信のみを行うものとし、個別に他のアカウントへのメッセージの送信は行わない。また、当アカウントに対するメッセージ等に対し、個別の回答も行わない。

（その他）

第１０条　その他、この要領の実施について必要な事項は、事務局次長が別に定める。

附　則

この要領は、令和3年8月18日から施行する。